

マレーシアにおける政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度

創英国際特許法律事務所

安田亮輔
(エキスパート、弁理士)



創英国際特許法律事務所は、知的財産立国ビジョンの推進に貢献することを「創業の理念」としており、知財創造の現場に根ざした知財の権利化と、知財権の有効活用をサポートする活動をグローバルに展開している。安田氏は、2008年 創英国際特許法律事務所に参加。2011年 弁理士登録。主に機械・制御関連の国内外特許出願、中間処理、鑑定、審判を担当している。

■概要

マレーシア政府は、知的財産の創造支援や知財を担保とする融資政策等の、一定の知財に関する支援制度を提供している。これらの制度はマレーシア企業のみを対象にしている。一方、マレーシア知的財産公社（MyIPO、以下「マレーシア特許庁」という。）は、審査に関する優遇制度として PPH や修正実体審査制度を提供しており、これらは日本の出願人にも利用可能である。

なお、マレーシア政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度として、日本などにおいてみられる出願手数料等の減免や、補助金の支給といった制度は存在していない。

■詳細

1. マレーシア政府による優遇・支援制度

(1) マレーシアマルチメディア開発団体（the Malaysian Multimedia Development Corporation (MDeC)）による助成制度

コミュニケーション・マルチメディア省（Ministry of Communications and Multimedia Malaysia）の関連機関であるマレーシアマルチメディア開発団体（the Malaysian Multimedia Development Corporation (MDeC)）は、例えば、デジタルコンテンツを中心とする提案プロジェクト費用への助成金および資金を提供している。この資金は MAC3 Fund と呼ばれ、マレーシアにおける知的財産または

マレーシアにおいて共有される知的財産を含む独創的なコンテンツを創造する国内企業を支援するために設けられている。

MDeC ウェブサイト :

<https://www.mdec.my/>

<https://mdec.my/digital-content-fund>

(2) マレーシアグローバル革新創造センター (the Malaysian Global Innovation and Creativity Centre (MaGIC)による支援制度

マレーシア財務省 (Ministry of Finance Malaysia) の関連機関であるマレーシアグローバル革新創造センター (the Malaysian Global Innovation and Creativity Centre (MaGIC)は、マレーシアの起業家およびスタートアップ企業に対し、MDeC が提供する各種助成制度の利用に向けての支援を行っている。

MaGIC ウェブサイト :

<https://mymagic.my/programs/>

(3) マレーシア科学技術情報センター (the Malaysian Science and Technology Information Centre (MASTIC)) による知的財産融資政策 (Intellectual Property Financing Scheme:IPFS)

エネルギー・技術・科学・気候変動・環境省 (Ministry of Energy, Science, Technology, Environment and Climate Change:MESTECC) の関連機関である MASTIC は、知的財産融資政策 (Intellectual Property Financing Scheme:IPFS) という支援政策を提供している。この政策により、企業は自らが所有する知的財産権を担保資産として融資を得ることができる。融資自体は、マレーシア財務省の関連機関であるマレーシア債務ベンチャー (Malaysia Debt Ventures Bhd.) によって提供される。

MASTIC ウェブサイト :

<https://mastic.mestecc.gov.my/sti-incentive/intellectual-property-financing-scheme-ipfs>

マレーシア債務ベンチャーウェブサイト：

<http://www.mdv.com.my/v3/>

本政策は、マレーシア企業にのみ提供されている。

(4) Syarikat Jaminan Pembiayaan Perniagaan Berhad (SJPP) による知的財産保証政策 (Intellectual Property Guarantee Scheme:IPGS)

マレーシア財務省 (Ministry of Finance Malaysia) の関連機関である SJPP は、知的財産保証政策 (Intellectual Property Guarantee Scheme:IPGS) という支援政策を提供している。この政策は、マレーシア企業が自らの知的財産権を担保として融資を得るための保証政策であり、マレーシア政府は、融資額の 80%を保証する。

SJPP ウェブサイト：

<http://www.sjpp.com.my/sjppv2e/index.php/services/archive-scheme/intellectual-property-guarantee-scheme-ipgs>

(5) その他

上記(1)~(4)の 4 つの政策の他にも、下記の団体から提供されている各種の助成制度が利用可能である。

- マレーシア貿易開発公社 (MATRADE)
- マレーシアバイオテクノロジーセンター
- マレーシア技術開発センター (MTDC)
- マレーシア・マイクロエレクトロニクス・システム研究所 (Mimos Berhad)
- 科学技術革新省 (Ministry of Science, Technology and Innovation)
- 起業家・共同開発省 (Ministry of Entrepreneur and Co-operative Development)
- 小規模および中規模開発企業 (Small and Medium Industries Development Corporation)
- クレイドル・ファンド (Cradle Fund Sdn. Bhd.)

- マイクリエイティブ・ベンチャーズ (MyCreative Ventures Sdn. Bhd., etc.)

2. マレーシア特許庁の審査に関する優遇制度

(1) マレーシア特許庁における審査の傾向

マレーシア特許庁は、マレーシアに出願された特許出願に関する審査を行う際に、日本国特許庁を含む6か国の産業財産権所轄当局の対応特許に対する調査結果および審査結果を参照すると定めている。その中でも、マレーシア特許庁は、日本国特許庁の調査結果および審査結果を好んで参照する傾向にある。なお、この傾向は、特許出願および実用新案出願に対して当てはまるものであり、意匠出願および商標出願については、特定の国に対するそのような傾向は見られず、独立した審査が行われている。

(2) 日本マレーシア特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラム

マレーシア特許庁は、2014年より、日本国特許庁によって審査された対応出願の好ましい審査結果に基づいて、マレーシアにおける審査を加速させる特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムを開始している。(なお、同様にして、マレーシア特許庁によって審査された対応出願の好ましい審査結果に基づいて、日本における審査を加速させることもできる。) マレーシア特許庁は、PPH申請を専門に扱う審査官のグループを有しており、経験上、PPH申請が許可された日から6~9か月という短い期間で特許査定に至るため、早期に権利化を図りたい場合、PPHルートは推奨すべき手法である。PPHの仕組みと流れについては、日本国特許庁とマレーシア特許庁のウェブサイトそれぞれに掲載されている。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_malaysia_highway/myipo_ja.pdf (日本語ページ)

<http://www.myipo.gov.my/en/apply-for-patentutility-innovation/?lang=en%2F#pph> (英語ページ)

(3) 修正実体審査制度

マレーシア特許法において、日本において特許された対応出願に基づいて修正実体審査を請求するという選択肢を提供している。この修正実体審査は、マレーシア出願が、オーストラリア、日本、韓国、イギリスもしくは米国のいずれかの国、または欧州特許庁における対応特許と実質的に同じ明細書（詳細な説明、クレームおよび図面）とすることで特許が付与されるという単純化された審査である。

■ ソース

1. マレーシアマルチメディア開発団体（the Malaysian Multimedia Development Corporation (MDeC)）による助成制度

<https://www.mdec.my/>

2. マレーシアグローバル革新創造センター（the Malaysian Global Innovation and Creativity Centre (MaGIC)）による支援制度

<https://mymagic.my/programs/>

3. マレーシア科学技術情報センター（the Malaysian Science and Technology Information Centre (MASTIC)）による知的財産融資政策（Intellectual Property Financing Scheme:IPFS）

<https://mastic.mestec.gov.my/sti-incentive/intellectual-property-financing-scheme-ipfs>

4. マレーシア債務ベンチャーウェブサイト：

<http://www.mdv.com.my/v3/>

5. Syarikat Jaminan Pembiayaan Perniagaan Berhad (SJPP) による知的財産保証政策（Intellectual Property Guarantee Scheme:IPGS）

<http://www.sjpp.com.my/sjppv2e/index.php/services/archive-scheme/intellectual-property-guarantee-scheme-ipgs>

6. 日本マレーシア特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_malaysia_highway/myipo_ja.pdf（日本語ページ）

<http://www.myipo.gov.my/en/apply-for-patentutility-innovation/?lang=en%2F#pph> (英語ページ)

■ 協力

Henry Goh & Co Sdn Bhd

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)